

地方公務員災害補償制度における 医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

2024年10月から健康保険において
長期収載品の処方等又は調剤をする場合には、
医療上の必要があると認められる場合等を除き、
患者から特別の料金※1を徴収することとなりました。

- ◆これを踏まえ、地方公務員災害補償制度においては、労災保険等における取扱いと同様に、公務又は通勤により生じた傷病に対する診療に際して、長期収載品※2を処方等又は調剤する場合には、医療上の必要性があると認められる場合等※3を除き、被災職員から「特別の料金」に相当する額を徴収していただくこととなります。
- ◆また、この取扱いは外科後処置及びアフターケアにおける薬剤の取扱いにおいても同様です。

※1 特別の料金

長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する費用をいいます。

※2 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことをいいます。

このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。

※3 医療上の必要性があると認められる場合等

長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、
後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが
困難な場合等をいいます。

健康保険の取扱い等、制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトを
ご覧ください。



(厚生労働省ウェブサイト)